

## 本当にあった相続事例⑧おひとりさまの相続

### 相続人は高齢の母

相続税改正前の平成 25 年のことです。独身で子供なし、いわゆる「おひとりさま」の妹の相続税の相談に来られた女性(長女・63 才)がいました。妹(二女・60 才)は小学校教員を 35 年務めて定年退職したばかりで病死したのでした。退職金や父(昭和 60 年死亡)からの相続財産もあり、資産は現預金を中心に 1 億 1,000 万円もありました。

長女に連れられ二女の自宅を訪問すると、91 才のお母さんが健在でした。何とこの母にも、昭和 60 年に亡くなった父から相続した資産 5,000 万円がありました。

この場合、法定相続人は高齢の母一人で、何も控除するものがなければ当時の税法で(11,000-6,000 基礎控除)×20%-200 万円=800 万円の相続税となります。しかも相続後の 1 億円以上の財産を 91 才の母が受け取っても、自分自身の資産 5,000 万円と合わせて 1 億 5,200 万円もの資産となります。それをおそらく数年内に、相談に来た長女が、相続することになるのです。

長女の母からの相続時には、平成 27 年以降税法で、(15,200-3,600 基礎控除)×40%-1,700 万円=2,940 万円の相続税負担となります。

### 母が相続放棄して長女が相続

91 才の母が、これから 1 億 5,200 万円の資産を使い切ることはないでしょう。まだ二女の相続発生から 2ヶ月しか経っていない時でしたので、母には相続放棄の手続きをしてもらい、二女の財産は長女が相続することにしました。この時の長女の相続税は 800 万円で、1 億円超の資産が手元に残りました。

### 母の資産は孫とひ孫へ贈与

長女には子供が 2 人、孫が 2 人いました。母から見れば、孫、ひ孫です。

高齢の母の資産は、基礎控除以下の現預金 3,600 万円を残して、その年の年末に孫 2 人、ひ孫 2 人の 4 名に 350 万円ずつ 1,400 万円を贈与しました。一人当たり贈与額が 350 万円ですと、贈与税は(350-110 基礎控除)×15%-10 万円=26 万円。これが 4 人ですから、合計 104 万円です。孫・ひ孫の現金手取り額は一人あたり 324 万円です。

孫とひ孫は母の法定相続人ではなく、母の資産も相続しませんので、高齢の母が贈与してから 3 年以内に亡くなくても、相続税申告で加算されません。長女が負担する母の相続税額はゼロとなります。

二女→母→長女の順に相続した場合は、800 万円+2,940 万円=3,740 万円の相続税負担となります。一方、二女から長女へ、母から孫・ひ孫への生前贈与ですと、税負担は 800 万円+104 万円=904 万円で済みます。税負担は 4 分の 1 以下になりました。

